

定期監査報告(第6号)

1. 監査の対象

税務課、総合政策課

2. 監査の期日

令和3年12月20日(月)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況はおおむね適切であると認められた。

【税務課】

- ・契約書中で業務担当員となっているが、業務担当通知での記載と相違している。
- ・システム運用保守業務委託契約書中、業務担当責任者の記載があるが、業務担当者の通知がされていない。
契約書中、検査引き渡しの記載があるが、保守業務であるため、検査するまでもなく、保守点検の様式を定めたほうがよいと考える。
- ・備品台帳について、新様式でしっかり整備されているので、古い台帳は綴らなくてよい。

【総合政策課】

- ・ じゃがりん号運行業務委託については、運行状況等の報告がなされているものの、仕様書の様式において、業務担当者の確認欄がないことから、これらの様式においては十分検討されたい。
- ・ アルプホルンの貸出簿は整備されているが、保管の経過状況について整理しておく必要がある。